

示 談 書

岩崎心美を甲、永江広明を乙、株式会社リーガルエキスパートを丙、[REDACTED]を丁として、甲乙丙丁は、下記のとおり示談する。

記

- 1 丁は、甲に対し、丁が、令和7年2月24日に甲の頭髪を切るなどの暴行を加えた事実を認め、心より謝罪する。
- 2 丁は、甲乙丙に対し、甲が養護施設からの社会復帰支援のために乙から40万円を借り受け、一括返済を特段強要されていなかったにもかかわらず、令和7年3月4日頃、丁が丙に対し、「乙が甲に『風俗で働いて返せ』などと言った」、「18歳以下の女性にそのようなことを言う人が教育や福祉に関わることをどう思いますか」「丙従業員の中に乙から丙で働くことを強要された人はいませんか」等と問い合わせる等、甲乙丙間の信頼関係を損ねる迷惑行為を行った事実を認め、心より謝罪する。
- 3 丁は、丁が保有する甲に関連する一切の電子データを消去する。
- 4 丁は、甲乙丙に対し、本示談成立後、面談、電話、メール、LINE、SNS、手紙その他方法の如何を問わず、甲乙丙、その他関係する一切の人物、企業、団体等に一切接触しない。
- 5 甲乙丙丁は本示談成立後、本示談に関し、インターネットへの書き込み、書面掲載、口頭による情報の流布、電話、電子メール等その他方法の如何を問わず、本件に関する情報を一切公開しないことを約束する。
- 6 丁は、甲に対し、第1項記載の暴行による慰謝料として金10万円の支払い義務があることを認め、乙及び丙に対し、第2項記載の迷惑行為に対する慰謝料として金30万円の支払い義務があることを認める。
- 7 甲乙丙は、丁が第4項及び第5項を守ることを条件に前項記載の慰謝料請求権を放棄する。
- 8 甲乙丙は、丁の謝罪を受け入れ、丁を赦すこととする。
- 9 甲乙丙丁は、本示談書に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

以上、本示談の成立を証するため、本書を 2 通作成し、甲丁が各自原本を 1 通を保有し、
乙丙が写しを保有する。

令和 年 月 日

(甲)

署名：

印

(乙)

署名：

印

(丙)

署名：

印

(丁)

署名：

印